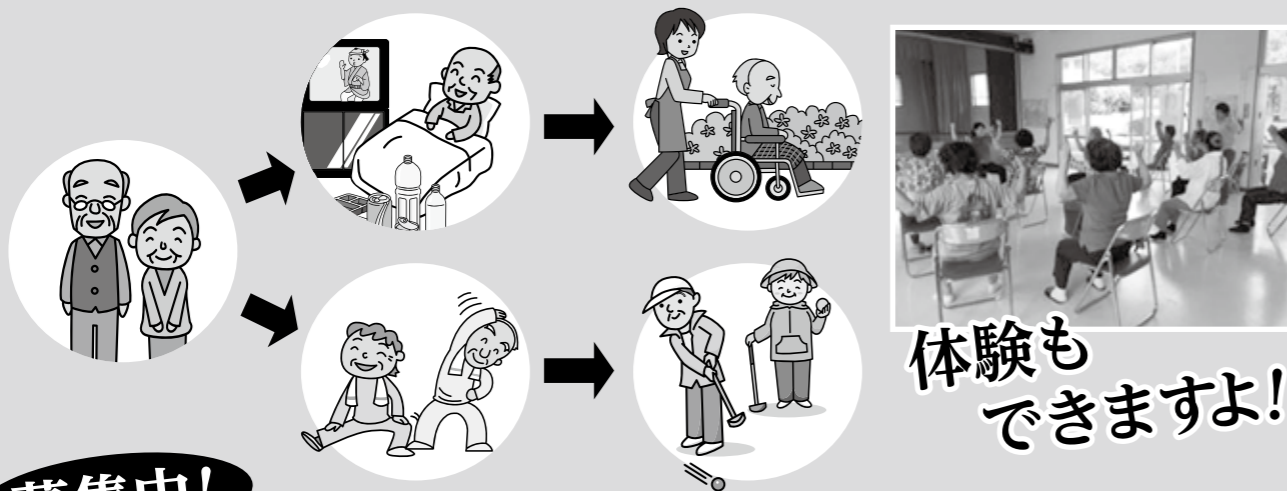




高齢者の筋肉は毎年1%減少する といわれています!

しかし、どんなに歳をとっても週1回程度の筋力トレーニング(体操など)で、筋肉や筋力を向上させることがわかってきました。そこで高齢者のみなさまがいつまでも元気で過ごせるように、体操教室を実施しています。
いつもの仲間で気軽に介護予防を始めてみませんか。



募集中!

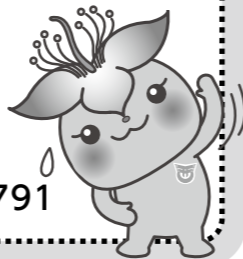
【対象者】65歳以上のグループ(※1グループ概ね20人以下)

※指導期間終了後も自主的に継続できることを条件としています。

【内容】3ヶ月間、1回/週の頻度で理学療法士を派遣し、体操指導等を行います。その後の約半年間は、自分たちで体操教室が継続できるよう、理学療法士による1回/月のフォロー支援を行います。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 介護支援係 ☎945-4791



給付金の申請は済んでいますか?

～臨時福祉給付金(経済対策分)～

給付金を受給するためには、申請が必要です。期限までに申請がない場合は、給付金を受け取ることができません。支給の可能性のある方に、申請書類を4月に送付していますので、お早めに申請をお願いします。

申請期限
平成29年
8月10日
まで!

お問い合わせ 福祉部 福祉保険課 社会福祉係 ☎911-9163

介護保険料納付のお願い

65歳
以上の
方へ

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書等による納付(普通徴収)の2通りあります。

【特別徴収】

(対象者)
・老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

(納め方)

偶数月に支払われる年金から、介護保険料が天引きされます。

【普通徴収】

(対象者)
・年度の途中で65歳になった方
・年度の途中で他の市町村から転入した方
・年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
・年度の途中で所得の更生等があり、保険料額が変更となった方
・老齢福祉年金受給者

(納め方)

広域連合から送られてきた納付書を納期ごとに納めます。納期は7月(第1期)から翌年3月(第9期)です。

給付制限について

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料をいったん全額支払わなければいけない場合や、負担割合が三割になる場合があります。

口座振替を利用すると納め忘れがなくなり、安心です。



保険料減免について

災害、入院、事業の休廃止、天災による農作物の不作、不漁などの諸事情で生計の主な収入が、著しく減少し保険料の納付が困難な場合は、介護保険料が減免の対象となる場合があります。

【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合 会計課 賦課徴収担当 ☎911-7503
福祉部 健康支援課 介護支援係 ☎945-4791

介護保険適用住宅改修工事

西原町下水道排水設備指定工事店

- 和式便器→洋式便器に取替
- 和室→洋室に改修
- 手すり・スロープ設置

支給額 **最高18万円**

福祉住環境コーディネーター・
福祉用具専門相談員のいるお店

株式会社 **七色** 946-4508

NANAIRO Company Limited 沖縄県知事許可(般-26)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

